

Z—71—1

住民税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のものにて記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和3年4月2日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「I 1～I 5」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 令和 3 年度分の個人住民税における次の制度の意義及び概要に関し、所得税における取扱いとの相違点に留意しつつ、簡潔に述べなさい。

- (1) ひとり親控除
- (2) 寡婦控除
- (3) 寡婦及びひとり親に対する人的非課税措置

問 2 個人住民税における長期譲渡所得の課税の特例に関する次の(1)～(3)について、適用対象、道府県民税及び市町村民税の税率等に着目して簡潔に述べなさい。

- (1) 土地建物等の一般的な長期譲渡所得の課税の特例の概要(土地建物等以外の長期譲渡所得の課税と比較すること。)
- (2) 優良住宅地等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の概要(特例の適用期限及び適用を受けることができる譲渡の要件について述べること。ただし、特例の対象となる譲渡を列挙する必要はない。)
- (3) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の概要(居住用財産の意義について述べること。ただし、特例の適用を受けるための手続について述べる必要はない。)

〔第二問〕 — 50 点 —

X 県 Y 市に住所を有する甲及びその家族の令和 2 年中の所得等の状況は、次の【資料】のとおりであり、課税に必要な事項は適切に X 県及び Y 市に申告されている。

甲及びその家族が令和 3 年度分として X 県へ納付すべき県民税及び Y 市へ納付すべき市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

また、特別徴収された令和 2 年度分の個人住民税額(令和 2 年中の所得に係る税額に限る。)がある場合、その税額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

なお、X 県及び Y 市の条例においては、所得割及び均等割とも標準税率を採用しているものとする。また、Y 市の条例では、個人の市民税均等割の非課税に係る基準については地方税法施行令第 47 条の 3 の規定に基づき、基本額を 35 万円、加算額を 21 万円と規定しており、均等割の軽減措置については規定されていない。また、Y 市は政令市に該当しないものとする。

【資料】

(1) 甲(昭和 33 年 6 月 20 日生)(甲の妻と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

・ A 社から支払を受けた給与収入金額 11,290,000 円

② 退職所得に係る収入金額等の明細

・ 甲の勤務状況

平成 11 年 9 月 15 日 A 社に就職

令和 2 年 1 月 31 日 A 社を退職

・ A 社から支給を受けた一般退職手当の収入金額(令和 2 年 2 月 10 日支給) 13,810,000 円

③ 居住用住宅の屋根の雪下ろし費用及び当該住宅の外周の雪の取除き費用 236,000 円

(注 1) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

(注 2) 所得税の確定申告において、雑損控除の適用を受けている。

④ 支払社会保険料 1,418,000 円

⑤ 支払生命保険料

・ 個人年金保険料(平成 20 年 11 月 7 日締結) 32,000 円

・ 介護医療保険料(平成 26 年 4 月 10 日締結) 48,000 円

(2) 甲の妻(昭和 35 年 12 月 3 日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 不動産所得に係る収入金額の明細

・ アパートの賃貸料に係る収入金額 2,440,000 円

・ 必要経費 790,000 円

② 譲渡所得にかかる収入金額等の明細

(単位：円)

区 分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
絵画	平成 29 年 10 月 22 日	令和 2 年 5 月 12 日	1,990,000	740,000	20,000	個人
骨董品	平成 2 年 4 月 14 日	令和 2 年 7 月 30 日	2,020,000	3,510,000	40,000	個人
家屋	平成 26 年 5 月 15 日	令和 2 年 12 月 1 日	10,520,000	9,790,000	560,000	個人

(注) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の妻によって証明されている。

③ 一時所得に係る収入金額 697,000 円

(注) 一時所得に係る収入金額を得るために支出した金額は存在しない。

④ 雑所得に係る収入金額(損失) △ 63,500 円

⑤ 令和 2 年分の甲の配偶者控除等申告書において、配偶者特別控除の対象とされている。

(3) 甲の長男(昭和 56 年 8 月 23 日生)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

・ B 社から支払を受けた給与収入金額 5,300,000 円

② 支払社会保険料 871,500 円

③ 令和 2 年中に支出した寄附金の金額

・ P 市に対して寄附した金額 29,000 円

(注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、P 市の領収書が添付されている。なお、P 市は地方税法第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に基づき総務大臣が指定する団体である。

④ 19 歳の子(甲の長男と生計を一にし、同居を常況としている。)を扶養している(甲の長男の確定申告書において甲の長男の扶養親族とされている。)

(注) 妻とは 5 年前に離婚しており、再婚していない。

(4) 甲の次男(昭和 59 年 4 月 23 日生)の所得等の状況

① 事業所得に係る収入金額等の明細

・ 事業収入 9,930,000 円

・ 必要経費 4,369,000 円

(注 1) 甲の次男は創業当初より所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。また、創業当初より青色事業専従者給与に関する届出書を提出している。

(注 2) 甲の次男は e-Tax(電子申告)による申告又は電子帳簿保存を行っていないものとする。

② 譲渡所得にかかる収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
a 土地	平成 13 年 2 月 9 日	令和 2 年 8 月 4 日	4,220,000	2,090,000	170,000	個人
b 土地	平成 28 年 12 月 23 日	令和 2 年 7 月 13 日	17,850,000	15,800,000	610,000	個人

(注 1) 甲の次男の確定申告書において、a 土地は都市計画区域内にある低未利用土地であることが証明されており、当該確定申告書の「特例適用条文」の欄には、「租特法 35 の 3」と記載されている。

(注 2) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の次男によって証明されている。

③ 9 歳の子(甲の次男と生計を一にし、同居を常況としている。また、身体障害者手帳を有しており、障害の程度は 3 級とされている。)を扶養している。

④ 前年分の所得税における住宅借入金等特別税額控除可能額 400,000 円
 ・前年分の所得税に係る課税総所得金額 3,880,000 円
 ・前年分の所得税額(税額控除前) 348,500 円

(注) 平成 27 年 3 月 5 日から居住の用に供しており、前年の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている。なお、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等は、すべて 8 % の税率により課されるべき消費税額等であった。

(5) 甲の次男の妻(昭和 57 年 1 月 27 日生)の所得等の状況

給与所得に係る収入金額

・ C 社から支払を受けた給与収入金額 380,000 円

(注) C 社は甲の次男が個人事業主として経営する会社であり、甲の次男の妻は甲の次男の事業専従者である。

(6) 甲の父(昭和 10 年 9 月 15 日生)の所得等の状況

① 利子所得に係る収入金額

・甲の父を名義人とする預貯金の利子 154,000 円

(支払日 令和 2 年 3 月 10 日、支払者の所在地 X 県)

② 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区 分	決 算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
c 株式(非上場)	年 1 回	3 月	令和 2 年 8 月 16 日	令和 2 年 6 月 13 日	950,000

(注 1) c 株式の配当については、源泉徴収され、所得税の確定申告書において申告されていない。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において総合課税により申告されているものとする。

(注 2) c 株式は、剰余金の配当である。

③ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区 分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡 費用	譲渡先
d 株式(上場)	平成 30 年 12 月 10 日	令和 2 年 9 月 14 日	24,700,000	10,500,000	50,000	証券会社
e 株式(上場)	平成 31 年 3 月 25 日	令和 2 年 7 月 5 日	12,600,000	5,300,000	18,000	証券会社

(注 1) 全ての株式の譲渡について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

(注 2) 全ての株式の譲渡については源泉徴収選択口座内で取引され、所得税において分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

④ 高齢厚生年金の収入金額 2,950,000 円

⑤ 医療機関等に支払った金額

・甲の父の疾病の診察・治療にかかった医療費 367,000 円

(注) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

⑥ 支払生命保険料

・一般生命保険料(平成 11 年 9 月 5 日締結) 45,000 円

⑦ 支払地震保険料

53,000 円